

第2回コロキウム討論のまとめ(二〇〇一年度第二回 コロキウム)

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2010-07-01
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者: 萩原, 弘子
	メールアドレス:
	所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00004951

第2回コロキウム討論のまとめ

議論の集中した3点について報告しておきたい。

第1点は、日本の「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」)中にある「男女の人権」という文言に含まれる法理念としての問題性について。この法律には「男女の人権」という語が2箇所で登場する(第1条と第3条)。また前文には「男女が、互いにその人権を尊重しつつ」ともある。日本の法律に初めて登場したこの「男女の人権」という言い方は、制定以来あまり指摘されることはなかったが、人権の理念として非常に奇妙で問題の多いものであることが討論のなかで確認された。「男女の人権」とはつまり、「男性の人権」と「女性の人権」という別のものがあることを意味する。人権(human rights)には men's rights と women's rights の2種類があり、人権は性別によって異なる、ということになる。これは人権の定義として奇妙である。

松田論文のなかでも明確に述べられているように、これは国連レベルの女性会議や文書で使われている「女性の人権(women's rights)」とは異なる考え方である。「女性の人権」と言う必要があるのは、女性である人の「人権(human rights)」が行使しにくい、侵害されやすい現実があるからだ。その現実を変えるには、「女性の権利」と言うことで女性も人権の主体であると改めて焦点化しなければならない。人権が保障されにくい者の人権が保障されるようにするために、その保障を妨げている理由(ここでは性別)を明示していると言ってもよい。法的主体としての権利の行使が、性別を理由に妨げられる現実があるので、そういうことのないように性別に言及するのが、国連レベルの議論で使われるようになった「女性の人権」である。(それにも複雑な問題が含まれていることは、本号掲載のタニ・E・バーロウ論文で指摘されている。)したがってこれは「男性の人権」とペアをなすものではない。

「基本法」が「男女の人権」と言うのは、この法律を貫く「男女が社会をつくる」という考え方と深く関係している。「男女が、社会の対等な構成員として」(第2条、第5条)、「男女が……共に責任を担うべき社会を形成する」(第2条)という条文は社会構成主体を「男女」としているが、

これは法律がする社会の定義としてやはり奇妙なことである。社会を構成するのは、日本の法律では「国民」とするのがふつうだ(日本社会における主権在民の主体を、日本国籍を有するという意味での「国民」に限ることの問題性はまた別の議論である。対等の権利を有する社会構成員を表わすには、「市民」のほうがよいかもしれない。しかしここで重要なのは、社会構成員を性別で二分することの、法律としての問題性)。「男女が社会をつくる」とすることは、「社会を構成している人には男女いずれもいる」と言うこととはまったく違う。後者は社会の現状の記述であり、ほかにも「社会を構成している人には種々の年齢集団の人がいる」、「さまざまな経済階層の人がいる」など、記述の仕方はいろいろある。しかし「男女が社会をつくる」として、法的に社会構成主体を性別で二分して定義することは、法治国家が実現すべき法的正義にもとるのではないか。

第2の論点は、国際的女性政策の成果と、日本の女性政策とのギャップについて。「基本法」には独特の曖昧さがあるが、地方条例レベルではそれが一層のものとなっていて、メキシコ・シティでの世界女性会議(1975年)以来積み上げてきた国際的女性政策の成果を、日本の各地に実現するものとは到底なっていない。たとえば基本的人権のなかでも重要なのが労働の権利だが、「基本法」には事業所の責務に関する定めがなく、地方条例ではその項目を入れるかどうかがどこでも攻防戦となる。「基本法」の意義は「積極的改善措置」を条文に入れた点にあるとはよく言われることだが、「積極的改善措置」を含む施策の策定と実施の責務が言われている(第8条、第9条)のは国と地方公共団体であって、事業所は含まない。公権力が私的事業体運営への介入を控えるという姿勢をとるならとるで、ドイツの例に学んで、国と地方公共団体の職については「積極的改善措置」の実行を徹底してほしいが、それもなかなか実行されていないのが現実である。

第3の論点は、「基本法」を活かすには、家庭と職の両立をだれもができるような労働行政の根本的な変革が必要だということ。通貨一元化も実現し、新しい経済的、政治的体制の構築をめざすヨーロッパでは、性別分業は不合理とする視点に立って家庭と職の両立を可能にする施策が講じら

れている。齋藤さんの詳細な発表から、ドイツのとりくみには独自の歴史があって EU の動きに先んじていることを教えられた。また、ワークシェアリング先進国として昨今日本でも注目を浴びるオランダには、それを実現するまでの独特の歴史があったことは知られている。しかしいずれも、人が生きて働くうえで欠かせない仕事をする現場である家庭を、性別を理由にひとりの専業者が担う(そしてそれとつながったこととして、職業領域でも性別分業の態勢とする)という方向で社会をつくることをやめようとしているのは同じである。むろん EU とは、グローバル化した資本主義的ヨーロッパの新体制を、これまでの国民国家を越える枠組みでつくろうというものだ。情報、サービス、金融、そして労働力の流通を域内で自由化、合理化しつつあるのはそのためである。それは単純な動きではなく、EU の行方については世界規模の経済、政治、そして軍事といった領域での動きと連動するものとして今後も注意深く観察する必要があるだろう。しかしとにかく、その新体制をつくる過程で人々に支持される公正さを実現するには、性別分業を不合理としている点が重要だろう。

どう言ってもとにかく、いま私たちにあるのは1999年制定の「基本法」である。これを使わない女性政策はありえないのが、行政のいまである。ではどう使うのがよいのか。それを考えていくための一歩として、まずは「基本法」についての理を尽くした検討を試みたコロキウムであった。

(文責 萩原弘子)